

静岡県労政会館

指定管理者募集要項

令和元年9月

静岡県経済産業部
就業支援局労働雇用政策課

目 次

1	施設の概要	1
2	設置目的	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	1
4	指定期間	2
5	管理の基準・業務水準	2
6	県と指定管理者の管理・責任分担	2
7	県が支払う委託料	3
8	指定管理者募集に関する事項	
	(1) スケジュール	3
	(2) 申請資格	4
	(3) 申請者の制限	5
	(4) 申請の手続	5
	(5) 留意事項	6
	(6) 申請書類の取扱い	6
	(7) 申請に当たっての費用負担	7
9	指定管理者の候補の選定及び指定	7
10	協定に関する事項	8
11	自主事業	9
12	事業報告に関する事項	9
13	事業の適正な実施に関する事項	9
14	業務の引継ぎについて	10
15	期間評価結果の次期指定管理者選定にあたっての反映について	10
16	問い合わせ先及び申請書類提出先	11
	様式 1 参加申込書	12
	様式 2 質問書	13
	様式 3 指定申請書	14
	様式 4 事業計画書	15
	様式 5-1、5-2	24
	様式 6 委任状	28
	様式 7 誓約書	29
	別表 1 業務区分表	30
	別表 1-2 リスク分担表	31
	別表 2 情報提供の内容	32
	参考 1～参考 6 積算参考資料	33

静岡県労政会館指定管理者募集要項

静岡県労政会館（以下「会館」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

なお、沼津労政会館、静岡労政会館及び浜松労政会館の3施設は、会館の効率的運営や利用者の利便性の向上を図るため、一括管理とします。

1 施設の概要

名称	沼津労政会館		静岡労政会館		浜松労政会館	
所在地	沼津市高島本町1-3		静岡市葵区黒金町5-1 静岡県勤労者総合会館内		浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館内	
敷地	1,989 m ² (県有地)		2,315 m ² (県有地)		9,905 m ² (私有地)	
構造	鉄筋コンクリート造 3階建		鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建地下1階		鉄筋コンクリート造 10階建	
建築面積	480.55 m ²		929.40 m ²		2,103.08 m ²	
延床面積	1,257.59 m ²		5,833.80 m ²		9,295.74 m ²	
施設内容	ホール	224 m ²	ホール	398.15 m ²	第1会議室	133.18 m ²
	第1会議室	112 m ²	第1会議室	50.42 m ²	第2会議室	71.53 m ²
	第2会議室	72 m ²	第2会議室	50.40 m ²	第3会議室	66.59 m ²
	第3会議室	48 m ²	第3会議室	52.64 m ²	第4会議室	71.53 m ²
	第4会議室	30 m ²	第4会議室	47.02 m ²	第5会議室	48.33 m ²
	日本間	10畳	第1研修室	47.02 m ²		
			第2研修室	47.02 m ²		
			視聴覚室	94.05 m ²		
			展示室	102.72 m ²		
			日本間	15畳		
駐車場	54台		19台		120台	
建設費	総額 84,136千円		総額 1,406,234千円		総額 4,004,450千円	
設置年度	S30.10 開設（三枚橋平町） S48.4 移転新築（現在地）		S27.4 開設（昭和町） S38.8 新築（春日町） S60.10 移転新築（現在地）		S29.9 開設（東田町） S45.10 改築（東田町） H 6.1 移転新築（現在地）	

※ 沼津労政会館は、令和5年1月以降、近接する沼津市立体育館の解体が予定されており、工事期間中、会議室の貸し出しに支障が出るおそれがあります。

2 設置目的

労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、沼津市、静岡市及び浜松市に会館を設置しています。

3 指定管理者が行う業務の範囲

会館における指定管理者の業務の範囲は次のとおりです。

- (1) 会館の利用の承認、利用の承認の取消し、利用制限等に関する業務

会議室、ホール等の利用申込みに対して条例や規則に基づいて利用の承認等を行う業務です。

(2) 会館の利用に係る料金の設定及び収受に関する業務

利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、利用の許可に当たり、利用料金を納期限までに収受する業務です。指定管理者は、指定期間内に収受した利用料金に限り、自らの収入とすることができるものとします。

(3) 施設（附帯設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務

施設の維持修繕、各種設備点検等の業務です。

なお、静岡労政会館については、勤労者総合会館共用部分の維持管理も含まれます。

(4) 共益費の収受及び支払に関する業務

静岡県勤労者総合会館の入居団体（以下、「入居団体」という。）から、光熱水費及び会館の維持管理上必要な業務委託料を共益費として徴収し、供給業者等へ料金を支払う業務です。

(5) その他条例第11条第2項各号に掲げる業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 管理の基準・業務水準

指定管理者は、会館の機能を充分理解した上で、施設の適正な管理を確保しつつ、利用者に対するサービスの質の向上を図っていくため、会館の管理運営に当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- ・ 利用者の意見を運営に反映させ、利用者サービスの向上に努めること。
- ・ 指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理運営業務を行うこと。
- ・ 県や入居団体等と緊密に連携を図りながら業務を実施し、会館の機能のより一層の進展を図ること。
- ・ 労働関係者の会議室の優先利用に配慮し、利用者数の増加に努めること。
- ・ 施設の適切な管理と公立的な運営に心掛け、管理運営経費の削減に努めること。
- ・ 経営努力目標（過去10年間の実績を元に、令和6年度末の達成を目指す目標値）
3館全体の会議室利用率 60.0%以上

※ 詳細については、別添「静岡県労政会館指定管理者業務基準」（以下「業務基準」という。）を参照してください。

6 県と指定管理者の管理・責任分担

県と指定管理者の管理・責任分担は、「県及び指定管理者の業務区分表」（別表1）及び「県及び指定管理者のリスク分担表」（別表1-2）のとおりとします。

ただし、当該区分表で定める事項で疑義がある場合又は当該区分表に定めのない事項について、業務運営に関するものは、指定管理者の責任とすることを原則として、県と指定管理者が協議の上決定することとします。

(1) リスク管理に関する事項

事故、火災による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵による場合は、県も原因の程度に応じて責任を負うものとします。

なお、指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告しなければならないものとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとします。県が指定管理者の指定を取り消した場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとします。

イ 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議を行うものとします。なお、その結果事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとします。

(3) 保険加入に関する事項

「施設の特性を踏まえて保険に加入するだけのリスク管理が必要か否か」、「どのようなリスクに対応する保険が必要なのか」を検討し、必要な保険に加入してください。

この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしてください。

なお、指定管理者が被害が最小限となるように迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告するものとします。

7 県が支払う委託料

県が支払う委託料は、指定期間中の各年度の支払額及び支払時期を協定書に定め、年度ごとに支払います。各年度の委託料は、次の額を上限として**事業計画書（様式4）**において提示のあった額に基づき、県の予算の範囲内で、協議の上決定します。

委託料上限額 24,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

(注) 当該事業により発生する公租公課（例：事業所税）は、協定書に定めがある場合を除き、指定管理者の負担となります。

8 指定管理者の募集に関する事項

(1) スケジュール

ア 募集要項等の配布

(ア) 配布期間：令和元年9月6日（金）から9月12日（木）までの間の平日
午前8時30分から午後5時まで

(イ) 配布場所：静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課（県庁東館7階西側）

※県ホームページからダウンロードすることも可能です。

イ 説明会 ※募集要項等をお持ちください。

(ア) 開催日時：令和元年9月17日（火）午前10時から

(イ) 開催場所：静岡労政会館（4階会議室）

(ウ) 参加人数：各法人等2名以内（グループ申請の場合は、グループ全体で2名以内）

(エ) 申込方法：参加申込書（様式1）に必要事項を明記の上、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで、16の「問い合わせ先及び申請書類提出先」（以下「提出先」という。）へ9月13日（金）午後5時までにお申し込みください。

（注1）指定管理者に応募しようとする場合は、必ず説明会に出席してください。

（注2）会館の駐車場は利用できませんので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

ウ 施設見学（※希望者のみ・静岡労政会館は説明会当日に実施）

・沼津労政会館：9月19日（木） ・浜松労政会館：9月18日（水）

・開催時間：两会館ともに午前8時30分から1時間程度（別途相談可）

（注）できるだけ公共交通機関でお越しください。

エ 募集に関する質問

(ア) 受付期間：令和元年9月17日（火）説明会終了後から
9月25日（水）午後5時まで

(イ) 提出方法：質問書（様式2）に記入の上、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで、「提出先」まで受付期間内に提出してください。

（注1）いずれの場合も、9月25日（水）午後5時必着とします。

（注2）募集要項等の内容に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話、口頭による質問は受け付けません。

(ウ) 回答日：令和元年9月26日（木）（予定）まで随時

(エ) 回答方法：質問者及び説明会参加者全員に、電子メール又はFAXにて回答します。
※質問及びその回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が認めたものを除き、県ホームページでも公開します。

オ 申請書類の受付

(ア) 受付期間：令和元年9月30日（月）から10月7日（月）までの間の平日
各日午前8時30分から午後5時まで（持参の場合）

(イ) 提出方法：「提出先」まで持参又は郵送してください。

（注）いずれの場合も、10月7日（月）午後5時必着とします。

カ 選定審査会

(ア) 開催日時：令和元年10月16日（水）午前中

(イ) 開催場所：静岡労政会館第4会議室

（注1）詳細については、申請者へ別途通知します。

（注2）内容については、9の「指定管理者の候補の選定及び指定」のとおりです。

(2) 申請資格

ア 法人、その他の団体（以下「法人等」という。）とします。なお、法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

イ 複数の法人等により構成されるグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合は、次の事項に留意してください。

(ア) グループで申請する場合は、代表となる法人等を定めてください。

(イ) 他の法人等は、当該グループの構成員として扱います。

(ウ) 単独で申請した法人等は、グループの構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

(3) 申請者の制限

次のいずれかに該当する法人等又は次のいずれかに該当する法人等が構成員となっているグループは、申請者となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 静岡県から指名停止措置を受けている者

ウ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法の規定に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

ク 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者

ケ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

コ 静岡県労政会館指定管理者選定審査会委員と資本面で関連のある者

(4) 申請の手続

申請時には、次に掲げる書類を提出してください。

なお、県が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

① 提出部数：原本1部、副本10部

② 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式 3）
- イ 会館の指定管理に関する事業計画書（様式 4）
- ウ 会館の指定管理に関する収支予算書（様式 5-1、様式 5-2）
- エ 関係書類（グループ申請の場合は、構成員となる全ての法人等のもの）
 - (ア) 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (イ) 法人等の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
 - (ウ) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）
 - (エ) 直近 3 年分の法人等の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - (オ) 直近 3 年分の納税証明書（(3) ウに掲げる税目に係るもの。法人都道府県民税及び法人事業税については、静岡県（静岡県内に事業所がある場合）及び主たる事務所のある都道府県のもの）
 - (カ) 法人等の役員名簿及び履歴書
 - (キ) 公の施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類（実績がない場合及び**事業計画書（様式 4）**に記載した内容で足りる場合は、添付不要）
 - (ク) **誓約書（様式 7）**
- オ グループ申請の場合は、構成員を記載した書類、グループ協定書の写し及び**委任状（様式 6）**、印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

(5) 留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が 9 (1) の指定管理者選定審査会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与する等、自らを有利にし、又は他の申請者を不利にするように働きかけた場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- カ 県が支払う委託料について、事業計画書において、県が示している上限額を超える額を提示した場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(6) 申請書類の取扱い

ア 著作権等

申請者から提出された申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合その他県が必要と認める場合、県は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類は静岡県情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。

イ 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 提出書類の使用言語

提出書類の作成に当たっては、日本語を使用してください。

エ 返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定手続終了後、申請者に返却します。なお、返却するのは、原本のみです。

オ 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

カ グループ申請の取扱い

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体の変更は認めないものとします。

(7) 申請に当たっての費用負担

申請に当たっての費用は、申請者の負担とします。

9 指定管理者の候補の選定及び指定

(1) 選定審査会による審査

令和元年10月16日（水）に、次の委員で構成する指定管理者選定審査会において、申請書類の内容及びヒアリングにより審査し優秀者を選定します。

（審査会委員）

氏名	所属・役職
岸本高昌	一般財団法人静岡経済研究所企画担当部長
田中 啓	公立大学法人静岡文化芸術大学文化政策学部教授
平野雅彦	静岡県広報アドバイザー
増田徳好	一般社団法人静岡県中小企業診断士協会会長・中小企業診断士
杉山正治	静岡県労働金庫執行役員兼総務人事部長

(2) 審査基準

審査項目及び配点は、次のとおりです。

基準	項目	配点
1 住民の平等利用の確保	住民の平等利用の確保や労働関係者に対する優先使用の取組	配点なし (注)
2 安定した経営基盤及び利用料金の設定	①法人等の財務・経営状況 ②利用料金の設定	10
3 指定管理業務を遂行する能力	①同種の施設の管理運営実績 ②指定管理に係る人員配置 ③施設の維持管理等に対する取組 ④個人情報の保護に関する措置	30
4 サービス向上、利用増進に関する計画	①利用者に対するサービス向上策 ②利用増進のための取組 ③利用者とのトラブル等への対応 ④地域への貢献及び勤労者福祉増進の取組	50
5 委託料の金額	委託料（県が支払う委託料）計画額	10
合 計		100

(注) 平等利用の確保が達成できないと見込まれる場合は失格とします。

(3) 審査結果の通知及び公表

令和元年11月中旬頃、審査会での優秀者の選定結果に基づき、知事が指定管理者候補者を選定します。指定管理者候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに、県ホームページで公表します。

なお、指定管理者制度導入に係る情報提供については、「静岡県労政会館への指定管理者制導入に係る情報提供の内容」(別表2)のとおりです。

(4) 指定管理者の指定

令和元年12月下旬頃、県議会の議決を経て指定管理者を指定します。

※申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行わないものとします。

10 協定に関する事項

令和2年3月下旬までに、指定管理者と県との間で細目について協議し、令和2年4月1日付けで協定を締結します。

なお、協定の概要は、次のとおり予定しています。

(1) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 利用承認に関する事項

会館の利用承認、取消し等を行うことができます。

(3) 利用料金に関する事項

条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができます。

指定期間内に収受した利用料金(指定期間終了後の会館の利用に係るものを含む。)に限り、自らの収入にできるものとします。

(4) 利用料金の減免に関する事項

静岡県労政会館管理運営要領(平成18年3月28日総務部長通知)に定める場合限り、利用料金の減免をすることができます。

(5) 共益費の徴収に関する事項

静岡県勤労者総合会館の入居団体から、共益費(電気・水道・ガスの使用(光熱水費)及び会館の維持管理に必要な設備保守、清掃、警備その他の外部委託業務(業務委託料)に要する経費について、入居団体の居室面積に応じて算定した額)を毎月徴収し、供給業者等に支払うものとします。

(6) 個人情報の保護に関する事項

指定管理者は、会館の管理に関する業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、その業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。(静岡県個人情報保護条例第10条第2項及び第3項)

(7) 指定の取消し等に関する事項

知事は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者が知事の指示に従わないときや当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(8) 業務区分、リスク管理に関する事項

県と指定管理者の管理・責任分担は、「**県及び指定管理者の業務区分表**」(別表1)及び「**県及び指定管理者のリスク分担表**」(別表1-2)のとおりとします。指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって会館を常に良好な状態に管理するものとします。

(9) 委託料の支払いに関する事項

県が支払う委託料は、指定期間中の各年度の額を協定書に定め、年度ごとに支払います。各年度の支払時期及び次年度以降の支払額は、協議の上決定します。

11 自主事業

本業務の実施を妨げない範囲において、労働者の福祉の増進に寄与するという会館の設置目的を踏まえつつ、自主的な財源の確保のために自主事業を行う場合は、指定管理者の責任と費用により行うものとし、あらかじめ、県に業務計画書を提出し、承諾を得るものとします。

12 事業報告に関する事項

(1) 事業報告書の提出

毎年度終了後30日以内に、下記の事項を記載した事業報告書を提出してください。

- ア 会館の管理運営に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- イ 業務に係る収支状況
- ウ 会館の利用状況
- エ その他知事が必要と認める事項

(2) 中間事業報告書等の提出

毎年度10月末までに、4月から9月までの会館の管理運営の状況について、(1)アからエまでに掲げる事項を記載した中間事業報告書を提出してください。併せて、翌年度の会館の利用見込みを提出してください。

(3) 月次報告書の提出

毎月10日までに、下記の事項を記載した前月分の月次報告書を提出してください。

- ア 会館の利用状況及び管理状況
- イ 利用料金収入
- ウ その他知事が必要と認める事項

(4) 報告書の内容の調査等

その他必要に応じて、知事は、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関して報告を求めることがあります。また、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことがあります。

13 事業の適正な実施に関する事項

(1) 業務の委託

全ての業務を一括して再委託する場合を除き、個別の業務について第三者に再委託することは差し支えありません。

(2) 法令等の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、本募集要項及び次に例示する法令等のほか、会館の管理運営を行う上で必要な法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法、同法施行令
- イ 静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例
- ウ 静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例施行規則
- エ 静岡県個人情報保護条例
- オ 静岡県労政会館管理運営要領
- カ 消防法、水道法その他の施設・設備の維持管理及び保守点検に関する法令
- キ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

(3) 事業評価

県は、有識者等で構成する「静岡県労政会館指定管理者評価委員会」を設置して、指定管理者が行う管理運営業務等に対する評価及び助言を行い、結果を公表します。

なお、県が別添「業務基準」を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、県は指定管理期間中でもその指定を取り消すことができます。

(4) モニタリング等の実施

指定管理者は、来場者の利用動向や意向・意見等を把握するため、独自のアンケート調査や、利用者との意見交換会などを実施し、以後の施設の管理運営に反映させるものとします。モニタリング等の実施に当たっては、内容について県と協議を行うものとします。

(5) 環境に配慮した取組

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、静岡県が定める実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めていただくとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて行う年間エネルギー使用量の報告など、必要な事務を行っていただきます。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めていただきます。

14 業務の引継ぎについて

- (1) 指定期間開始前に現指定管理者が行った指定期間中の施設の利用承認及び受け付けた施設の利用申請（利用予約を含む）、その他必要なデータについては、原則として現指定管理者から引き継いでいただきます。
- (2) 指定期間が終了したとき又は指定が取消されたときは、施設を指定期間開始時の状態に復して、次期指定管理者又は県に引き継いでいただきます。業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供していただきます。
- (3) 次期指定管理者が現指定管理者と異なる者となった場合、令和2年1月の指定管理者指定の公示後から令和2年3月31日までの間に引継ぎを行ってください。なお、引継ぎ及び業務の準備のために発生する費用は、次期指定管理者の負担とします。

15 期間評価結果の次期指定管理者選定にあたっての反映について

指定管理者のモチベーションの向上と一層の経営努力の発揮を目的に、管理実績に対する評価の結果が優秀と認められる指定管理者を優遇する仕組みを導入します。

今回の選定を経て指定された指定管理者が、静岡県労政会館の次回指定管理者選定公募(令和6年度予定)に応募する場合、次期指定期間の最終年度に実施する期間評価(評価対象:令和2年4月1日~令和6年3月31日の4年間の管理実績)の結果が、次回の指定管理者選定の際に加点されます。

加点の方法は下表のとおりです。

期間評価の結果	次回選定時における加点割合(上限)
優	選定時総配点の10%以内
良	選定時総配点の5%以内

16 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課労働政策班(県庁東館7階西側)

電話:054-221-2817

FAX:054-271-1979

電子メール:roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp

(注1) 本募集要項中の「利用料金」とは、条例第15条に定める利用料金をいいます。

(注2) 本募集要項中の「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までをいいます。

様式 1

参 加 申 込 書

静岡県労政会館における指定管理者の募集に係る説明会に参加したいので申し込みます。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

(提出者) 住 所

法人等の名称

代表者の氏名

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

○説明会出席者名簿

担 当 部 署	氏 名

グループ申請の場合は、担当部署の欄に所属する法人団体等の名称を併せて記入してください。

※施設見学参加会場(○印をしてください。)

沼津労政会館	
浜松労政会館	

様式2

質 問 書

法人等の名称

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

質問事項	質問内容

※質問事項の欄には、質問の対象となる記述の記載箇所を記載してください。

(例：募集要項〇ページ〇行目、〇〇に関する部分)

様式3 (用紙 日本産業規格A4縦型)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名 ㊟

(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県労政会館の管理に関する業務を行いたいので、静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
(代表者が外国人である場合にあつては、外国人登録証明書の写し)
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

様式4

静岡県労政会館の指定管理に関する事業計画書（令和2年度～令和6年度）

法人等名 _____

1 住民の平等利用の確保
住民の平等利用の確保や労働関係者に対する優先使用の取組など、会館運営を行う上での基本的な考え方を記載してください。
2 安定した経営基盤及び利用料金の設定
利用料金の設定 ①利用料金の設定の考え方について記載してください。 条例で定める利用料金の上限額が、あらかじめ付表に記載されていますので、設定予定の利用料金額を同表の括弧内に記載してください。※当該上限額を利用料金額として設定する場合は、付表は提出不要です。 ②利用料金収入の年間見込額の積算方法について記載してください。

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

<p>3 指定管理業務を遂行する能力</p>
<p>(1) 同種の施設の管理運営実績 実績がある施設については、適宜参考資料を添付してください。</p>
<p>(2) 指定管理に係る人員配置 ①施設ごとに、人数、役職、資格、勤務形態等が明確になるように、組織図、一覧表等を利用して記載してください。また、同種の施設の従事経験がある者についてはその旨を明示してください。 ②職員の教育研修体制について記載してください。</p>

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

(3) 施設の維持管理等についての取組

①施設の清掃、警備、設備保安業務等について、業務ごとに実施内容・回数等を、一覧表等を利用して記載してください。

また、法に基づく点検・作業等を上回る取組を計画している場合は、その内容を記載して下さい。

②施設の補修・修繕等への対応について記載してください。

③地震、火災等の災害に対する対策を記載してください。

(4) 個人情報に関する保護措置

個人情報に関する保護措置を記載してください。

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

4 サービス向上、利用増進に関する計画

(1) 利用者に対するサービス向上策

サービス向上策について、現状の課題を示しつつ、利用者の満足度を高めるための取組を具体的に記載してください。(別添「業務基準」の資料2を参考に、受付開始期日、受付時間、利用料金の支払期限等について提案がありましたら、ここに記載してください。)

(2) 利用増進のための取組

利用増進のための取組を具体的に記載してください。また、労働者のスキルアップ等に資する自主事業について、提案してください。

※ 必要に応じて、別紙を添付してください。

(3) 利用者とのトラブル等への対応

利用者からの苦情やトラブルに対する対応策を記載してください。

(4) 地域への貢献及び勤労者福祉増進の取組

公の施設の管理者として、地域への貢献を果たすとともに、施設の設置目的である勤労者福祉の増進を図るために必要な方策を記入してください。

※必要に応じて、別紙を添付してください。

5 委託料の金額

委託料（県が支払う委託料）計画額と、その設定の考え方について記載してください。

※必要に応じて、別紙を添付してください。

(様式4の付表) 設定予定の利用料金額

○沼津労政会館

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	労働関係者 使用の場合	3,770円 ()	4,980円 ()	6,020円 ()	8,020円 ()	9,900円 ()	13,050円 ()
	その他の 場 合	4,400円 ()	5,350円 ()	6,500円 ()	8,650円 ()	11,100円 ()	14,510円 ()
第 1 会議室	労働関係者 使用の場合	3,040円 ()	3,350円 ()	4,400円 ()	5,350円 ()	6,920円 ()	8,850円 ()
	その他の 場 合	3,250円 ()	3,770円 ()	4,610円 ()	6,130円 ()	7,750円 ()	9,900円 ()
第 2 会議室	労働関係者 使用の場合	1,620円 ()	1,990円 ()	2,570円 ()	3,250円 ()	4,190円 ()	5,180円 ()
	その他の 場 合	1,780円 ()	2,200円 ()	2,720円 ()	3,620円 ()	4,500円 ()	6,020円 ()
第 3 会議室	労働関係者 使用の場合	1,310円 ()	1,470円 ()	1,990円 ()	2,570円 ()	3,250円 ()	4,400円 ()
	その他の 場 合	1,470円 ()	1,620円 ()	2,200円 ()	2,720円 ()	3,620円 ()	4,610円 ()
第 4 会議室	労働関係者 使用の場合	1,100円 ()	1,200円 ()	1,470円 ()	1,620円 ()	2,200円 ()	2,570円 ()
	その他の 場 合	1,200円 ()	1,310円 ()	1,620円 ()	1,780円 ()	2,570円 ()	3,040円 ()
日本間	労働関係者 使用の場合	420円 ()	520円 ()	730円 ()	1,100円 ()	1,200円 ()	1,310円 ()
	その他の 場 合	520円 ()	630円 ()	1,100円 ()	1,200円 ()	1,310円 ()	1,470円 ()

○静岡労政会館

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	労働関係者 使用の場合	19,430円 ()	23,310円 ()	28,500円 ()	38,970円 ()	50,750円 ()	62,380円 ()
	その他の 場 合	25,880円 ()	31,170円 ()	38,970円 ()	51,970円 ()	67,620円 ()	83,230円 ()
第 1 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 ()	2,470円 ()	2,200円 ()	4,400円 ()	4,770円 ()	6,750円 ()
	その他の 場 合	3,040円 ()	3,980円 ()	3,510円 ()	7,070円 ()	7,490円 ()	10,680円 ()
第 2 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 ()	2,470円 ()	2,200円 ()	4,400円 ()	4,770円 ()	6,750円 ()

	その他の場合	3,040円 (円)	3,980円 (円)	3,510円 (円)	7,070円 (円)	7,490円 (円)	10,680円 (円)
第 3 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 (円)	2,470円 (円)	2,200円 (円)	4,400円 (円)	4,770円 (円)	6,750円 (円)
	その他の 場 合	3,040円 (円)	3,980円 (円)	3,510円 (円)	7,070円 (円)	7,490円 (円)	10,680円 (円)
第 4 会議室	労働関係者 使用の場合	1,780円 (円)	2,470円 (円)	2,200円 (円)	4,400円 (円)	4,770円 (円)	6,750円 (円)
	その他の 場 合	3,040円 (円)	3,980円 (円)	3,510円 (円)	7,070円 (円)	7,490円 (円)	10,680円 (円)
第 1 研修室	労働関係者 使用の場合	1,520円 (円)	2,100円 (円)	1,780円 (円)	3,770円 (円)	4,080円 (円)	5,760円 (円)
	その他の 場 合	2,570円 (円)	3,620円 (円)	3,150円 (円)	6,340円 (円)	6,920円 (円)	9,640円 (円)
第 2 研修室	労働関係者 使用の場合	1,520円 (円)	2,100円 (円)	1,780円 (円)	3,770円 (円)	4,080円 (円)	5,760円 (円)
	その他の 場 合	2,570円 (円)	3,620円 (円)	3,150円 (円)	6,340円 (円)	6,920円 (円)	9,640円 (円)
視 聴 覚 室	労働関係者 使用の場合	3,770円 (円)	5,080円 (円)	4,400円 (円)	9,010円 (円)	9,640円 (円)	13,570円 (円)
	その他の 場 合	6,020円 (円)	8,120円 (円)	7,070円 (円)	14,200円 (円)	15,190円 (円)	21,370円 (円)
展示室	労働関係者 使用の場合	3,770円 (円)	5,080円 (円)	4,400円 (円)	9,010円 (円)	9,640円 (円)	13,570円 (円)
	その他の 場 合	6,020円 (円)	8,120円 (円)	7,070円 (円)	14,200円 (円)	15,190円 (円)	21,370円 (円)
日本間	労働関係者 使用の場合	1,520円 (円)	2,100円 (円)	1,780円 (円)	3,770円 (円)	4,080円 (円)	5,770円 (円)
	その他の 場 合	2,570円 (円)	3,620円 (円)	3,150円 (円)	6,340円 (円)	6,920円 (円)	9,640円 (円)

○浜松労政会館

区 分		利 用 料 金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
第 1 会議室	労働関係者 使用の場合	6,020円 (円)	8,120円 (円)	7,070円 (円)	14,200円 (円)	15,190円 (円)	21,320円 (円)
	その他の 場 合	14,770円 (円)	19,700円 (円)	17,230円 (円)	34,620円 (円)	37,030円 (円)	51,910円 (円)
第 2 会議室	労働関係者 使用の場合	3,200円 (円)	4,300円 (円)	3,770円 (円)	7,550円 (円)	8,170円 (円)	11,420円 (円)
	その他の 場 合	7,850円 (円)	10,580円 (円)	9,220円 (円)	18,490円 (円)	19,850円 (円)	27,820円 (円)
第 3 会議室	労働関係者 使用の場合	3,200円 (円)	4,300円 (円)	3,770円 (円)	7,550円 (円)	8,170円 (円)	11,420円 (円)

	その他の場合	7,850円 (円)	10,580円 (円)	9,220円 (円)	18,490円 (円)	19,850円 (円)	27,820円 (円)
第 4 会議室	労働関係者 使用の場合	3,200円 (円)	4,300円 (円)	3,770円 (円)	7,550円 (円)	8,170円 (円)	11,420円 (円)
	その他の 場 合	7,850円 (円)	10,580円 (円)	9,220円 (円)	18,490円 (円)	19,850円 (円)	27,820円 (円)
第 5 会議室	労働関係者 使用の場合	2,100円 (円)	2,930円 (円)	2,520円 (円)	5,080円 (円)	5,500円 (円)	7,650円 (円)
	その他の 場 合	5,350円 (円)	7,120円 (円)	6,180円 (円)	12,470円 (円)	13,410円 (円)	18,800円 (円)

○ 静岡県労政会館附帯設備利用料金表

区 分	利 用 料 金
ス ポ ッ ト ラ イ ト	1 時間につき 470 円 (円)
マ イ ク ロ ホ ン	1 回 3 時間まで 580 円 (円)
	1 時間増すごとに 100 円 (円)
C D デ ッ キ	1 回 3 時間まで 580 円 (円)
	1 時間増すごとに 100 円 (円)
D V D デ ッ キ	1 回 3 時間まで 580 円 (円)
	1 時間増すごとに 100 円 (円)
ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 回 3 時間まで 1,310 円 (円)
	1 時間増すごとに 370 円 (円)
コ ン セ ン ト	1 回につき 370 円 (円)

様式 5 - 1 静岡県労政会館の指定管理に関する収支予算書 (令和 2 年度)

法人等名 _____

①沼津労政会館

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県委託料収入			
	利用料金収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
		公租公課		
支出合計				

※「その他」は、必要に応じて費目を細分化してください(②～④の表も同じ)。

②静岡労政会館

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県委託料収入			
	利用料金収入			
	共益費収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
公租公課				
支出合計				

③浜松労政会館

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県委託料収入			
	利用料金収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
		負担金		
	公租公課			
支出合計				

※「負担金」は、令和2年度見込額として8,740千円を記入してください。

④3館合計

(単位:千円)

項目		金額	内訳	備考
収入	県委託料収入			
	利用料金収入			
	共益費収入			
	その他			
収入合計				
支出	人件費			
	事務費	業務委託費		
		光熱水費		
		その他		
		負担金		
	公租公課			
支出合計				

様式5-2 静岡県労政会館の指定管理に関する収支予算書（令和2年度～令和6年度）

法人等名

①沼津労政会館

(単位：千円)

項目		金額					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
収 入	県委託料収入						
	利用料金収入						
	その他						
収入合計							
支 出	人件費						
	事務費	業務委託費					
		光熱水費					
		その他					
	公租公課						
支出合計							

※「その他」は、必要に応じて費目を細分化してください（②～④の表も同じ）。

※ 県委託料収入は、見込額として、各年度とも令和2年度と同額を記入してください。

②静岡労政会館

(単位：千円)

項目		金額					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
収 入	県委託料収入						
	利用料金収入						
	共益費収入						
	その他						
収入合計							
支 出	人件費						
	事務費	業務委託費					
		光熱水費					
		その他					
	公租公課						
支出合計							

③浜松労政会館

(単位：千円)

項目		金額					備考	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
収 入	県委託料収入							
	利用料金収入							
	その他							
収入合計								
支 出	人件費							
	事務費	業務委託費						
		光熱水費						
		その他						
		負担金						
公租公課								
支出合計								

※「負担金」は、見込額として、各年度とも8,740千円を記入してください。

④3館合計

(単位：千円)

項目		金額					備考	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
収 入	県委託料収入							
	利用料金収入							
	共益費収入							
	その他							
収入合計								
支 出	人件費							
	事務費	業務委託費						
		光熱水費						
		その他						
		負担金						
公租公課								
支出合計								

様式6

委任状

静岡県知事 川勝 平太 様

構成員 所在地
名称
代表者名

㊞

所在地
名称
代表者名

㊞

下記のグループ代表者を代理人と定め、当グループが存在する間、次の権限を委任します。

受任者 所在地
グループ代表者 名称
代表者名

委任事項

- 1 静岡県労政会館の指定管理者の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 静岡県との静岡県労政会館管理業務についての協定書の締結
- 3 静岡県労政会館管理業務についての指定管理料の請求及び受領

受任者印鑑

様式7

誓約書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊞

静岡県労政会館の指定管理者の公募に係る指定申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないこと、及び下記に示す指定管理者の申請者として必要なすべての資格要件を有していることを誓約します。

また、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件（以下「資格要件等」という。）について疑義が生じた場合は、知事の指示に従って、資格要件等に関する書類を速やかに知事に提出すること、及び知事が、関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

（指定管理者申請者の資格要件）

- 1 法人にあつては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- 2 静岡県から指名停止措置を受けていないこと。
- 3 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 4 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- 5 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく手続開始等の決定を受けていないこと。
- 6 静岡県労政会館指定管理者選定審査会委員と資本面で関連のある者がいないこと。

別表1 県及び指定管理者の業務区分表

業務区分		業務内容	管理区分		摘要	
			静岡県	指定管理者		
施設管理	施設管理	施設の維持管理・警備等		○		
	設備管理	設備の保守点検・巡視等		○		
	施設補修・修繕等	1件30万円未満の補修・修繕等			○	(※1) 別添「業務基準」参照
		指定管理者が行う補修・修繕等以外	○			
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付	○			
		貸付備品の管理及び修理			○	
		現在ある備品の更新	○			
	安全対策	備品の新規購入	○	○(※2)		(※2) 指定管理者が自己費用により任意に購入した備品の所有権は指定管理者に帰属
防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等				○		
事故、火災等による施設の損傷の回復		○	○(※3)		(※3) 自己の責に帰すべき事由による場合	
	施設利用者の被災に対する責任	○	○(※4)		(※4) 現場での対応についての責任	
施設運営	利用承認等	会館施設等の利用の承認、不承認、承認の取消し及び使用の制限	○(※5)	○	(※5) 公序良俗を害するおそれがある場合の不承認等	
	開館時間の変更等	会館の開館時間の変更及び臨時の開館又は休館の決定		○(※6)	(※6) 知事の承認が必要	
	利用受付・料金收受	会館の利用受付、利用料金の收受		○		
	利用案内	会館の利用案内、利用指導		○		
	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等		○		
	利用促進	指定管理者の持つノウハウを活用し、会館の利用促進を図る		○		
	広報・営業	利用促進のための各種広報・営業活動		○		
共益費の徴収・支払	入居団体からの共益費の徴収及び支払		○			
県有財産管理	土地の管理	境界の維持保全等	○			
	台帳の調整、管理	財産台帳の調製、管理	○			
	使用許可	利用承認の対象施設以外の建物施設の使用許可	○			
	財産取得、処分	所有権取得行為、処分行為	○			
	その他財産管理行為	財産の維持、保全	○			
指定管理者の財産		財産の維持保全		○		

別表 1-2 県及び指定管理者のリスク分担表

項目	内容	県	指定管理者
法令変更	指定管理者の管理業務に関する法令変更		○
	施設・設備等に関する法令変更	○	
税制変更	税制変更による納税額の増加。ただし、管理業務の継続に著しい影響を及ぼす場合は別途協議による。		○
政治、行政上の理由による事業変更	政治、行政上の理由（首長の交代、施策方針の変更等）により管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費等の増加	○	
経済変動	物価変動、金利変動による経費等の増加。ただし、変動が著しい場合は別途協議による。		○
施設・設備等の修繕	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷等		○
	施設・設備等の瑕疵による損傷等	○	
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で小規模なもの（概ね 30 万円未満）		○
	第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で大規模なもの（概ね 30 万円以上）	○	
施設等の更新等	施設・設備等の増設、改築、更新等	○	
利用者・第三者への損害賠償	管理上の瑕疵による利用者等への損害賠償		○
	施設・設備等の瑕疵による利用者等への損害賠償	○	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備等の利用休止		○
	施設・設備等の瑕疵による利用休止	○	
書類の誤り	指定管理者が作成する書類の誤りによる損害		○
	仕様書等、県が作成する書類の誤りによる損害	○	
情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい		○
事業終了時の対応	指定管理期間終了時、又は期間途中での終了時の事業者撤収、原状回復及び引継ぎに係る費用		○
不可抗力	自然災害等の県、指定管理者のいずれにも帰責事由がない不可抗力による経費等の増加	○	
周辺住民・施設利用者への対応	施設の管理運営に対する周辺住民及び施設利用者からの要望、苦情等への対応		○

本表に定める事項で疑義があるもの、又は本表に定めのないものについては、別途、県と指定管理者とが協議の上、決定するものとする。

別表2

静岡県労政会館への指定管理者制度導入にかかる情報提供の内容

		審査終了前	審査終了後
1	申請者	指定管理者候補者の名称	○
2		その他の申請者の名称	
3		申請者数	
4	審査項目	○ (募集要項で公表)	○
5	審査項目の配点	○ (募集要項で公表)	○
6	提案書類の概要		○ (ノウハウの保護に配慮して公表)
7	評価点数		○
8	評価理由		○ (ノウハウの保護に配慮して公表)
9	審査委員名	○ (募集要項で公表)	○
10	選定審査会議事録		○ (ノウハウの保護に配慮して公表)

<参考1> 積算参考資料① 部屋別・利用目的別利用状況

○沼津労政会館

<27年度>

※税込

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	270人	669	39,912	3,053,500	70.7	88.9
第1会議室	100人	489	14,008	1,495,210	50.8	75.1
第2会議室	50人	645	10,634	1,260,480	67.0	86.5
第3会議室	30人	662	7,528	1,060,920	68.8	89.5
第4会議室	18人	638	4,895	739,250	66.3	90.4
日本間	10人	524	2,245	330,830	54.5	75.7
附帯設備				723,760		
合計		3,627	79,222	8,663,950	63.0	84.4
労働関係利用		1,430	39,095	3,231,880		
その他利用		2,197	40,127	5,432,070		

<28年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	270人	673	40,075	3,044,470	67.4	84.1
第1会議室	100人	503	15,359	1,557,300	50.4	73.1
第2会議室	50人	682	10,438	1,331,370	68.3	88.7
第3会議室	30人	642	7,343	1,011,570	64.3	85.3
第4会議室	18人	671	5,006	802,230	67.2	87.9
日本間	10人	493	1,922	284,270	49.3	67.6
附帯設備				621,060		
合計		3,664	80,143	8,652,270	48.9	73.9
労働関係利用		1,454	41,745	3,227,760		
その他利用		2,210	38,398	5,424,510		

<29年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	270人	617	36,522	2,753,220	62.6	82.1
第1会議室	100人	505	15,055	1,586,210	50.4	72.9
第2会議室	50人	662	9,614	1,312,230	66.7	88.2
第3会議室	30人	673	7,239	1,046,640	67.2	88.8
第4会議室	18人	679	4,705	816,240	67.8	89.6
日本間	10人	469	1,856	276,810	46.8	65.7
附帯設備				575,870		
合計		3,605	74,991	8,367,220	60.2	81.2
労働関係利用		1,322	37,456	2,952,550		
その他利用		2,283	37,535	5,414,670		

< 30年度 >

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	270人	661	39,844	2,936,960	68.9	82.7
第1会議室	100人	511	13,106	1,631,700	51.0	75.2
第2会議室	50人	702	10,197	1,368,560	70.1	89.3
第3会議室	30人	676	7,366	1,067,690	67.5	88.8
第4会議室	18人	665	4,891	806,830	66.4	92.2
日本間	10人	516	2,153	311,110	51.5	70.6
附帯設備				591,930		
合計		3,731	77,557	8,714,780	62.6	83.1
労働関係利用		1,424	38,136	3,236,780		
その他利用		2,307	39,421	5,478,000		

○静岡労政会館

<27年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	510人	528	81,030	12,622,040	52.4	80.7
第1会議室	18人	572	5,104	1,728,530	56.9	88.2
第2会議室	30人	578	7,957	1,688,220	57.5	87.1
第3会議室	30人	526	8,073	1,425,480	52.1	75.6
第4会議室	30人	511	7,779	1,552,390	50.8	78.4
第1研修室	30人	641	6,876	1,695,780	63.7	92.5
第2研修室	30人	596	6,726	1,526,120	59.2	87.9
視聴覚室	63人	545	16,331	3,043,860	54.2	83.3
展示室	63人	522	16,467	2,851,530	51.7	76.4
日本間	18人	409	2,999	1,212,770	40.7	71.8
附帯設備				1,697,120		
合計		5,428	159,342	31,043,840	53.9	82.2
労働関係利用		2,064	59,652	9,441,350		
その他利用		3,364	99,690	21,602,490		

<28年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	510人	504	80,001	12,170,060	50.1	75.2
第1会議室	18人	545	4,952	1,656,120	54.4	88.5
第2会議室	30人	563	6,685	1,641,580	56.2	83.6
第3会議室	30人	480	7,593	1,264,750	47.8	72.0
第4会議室	30人	498	5,943	1,462,980	49.7	78.7
第1研修室	30人	672	7,254	1,602,010	67.1	93.4
第2研修室	30人	599	6,536	1,494,350	59.8	89.6
視聴覚室	63人	516	16,753	2,832,210	51.5	79.8
展示室	63人	501	16,568	2,705,600	49.9	73.2
日本間	18人	396	3,073	1,121,460	39.5	71.2
附帯設備				1,681,750		
合計		5,274	155,358	29,632,870	52.6	80.5
労働関係利用		2,261	62,442	9,353,770		
その他利用		3,013	92,916	20,279,100		

<29年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	510人	505	84,314	12,107,090	50.4	78.7
第1会議室	18人	559	5,012	1,690,650	56.1	89.3
第2会議室	30人	580	6,097	1,611,410	58.2	86.7
第3会議室	30人	474	6,905	1,225,690	47.6	68.6
第4会議室	30人	557	7,248	1,508,960	55.7	85.3
第1研修室	30人	710	6,484	1,582,540	71.0	93.7
第2研修室	30人	633	6,762	1,500,250	63.5	91.4
視聴覚室	63人	443	12,704	2,488,440	44.4	76.1
展示室	63人	490	15,727	2,620,760	49.2	72.0
日本間	18人	433	3,681	1,307,430	43.4	73.8
附帯設備				1,704,680		
合計		5,384	154,934	29,347,900	54.0	81.6
労働関係利用		2,517	64,140	9,763,320		
その他利用		2,867	90,794	19,584,580		

<30年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
ホール	510人	513	79,325	12,558,740	51.2	79.3
第1会議室	18人	491	4,335	1,511,410	49.0	81.0
第2会議室	30人	532	5,975	1,499,070	53.1	82.1
第3会議室	30人	482	6,487	1,325,320	48.1	72.6
第4会議室	30人	509	5,575	1,414,750	50.8	82.7
第1研修室	30人	636	5,809	1,483,880	63.5	90.8
第2研修室	30人	609	6,386	1,461,900	60.8	88.8
視聴覚室	63人	471	12,647	2,613,490	47.1	79.3
展示室	63人	498	14,594	2,746,220	49.7	74.6
日本間	18人	428	3,655	1,289,020	42.8	73.2
附帯設備				1,745,930		
合計		5,169	144,788	29,649,730	51.6	80.4
労働関係利用		2,222	58,092	9,135,020		
その他利用		2,947	86,696	20,514,710		

○浜松労政会館

<27年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
第1会議室	96人	647	31,742	5,173,940	65.0	85.6
第2会議室	42人	581	14,406	2,321,740	58.3	76.7
第3会議室	42人	464	10,724	2,677,050	46.7	70.4
第4会議室	36人	488	9,508	2,964,240	49.1	73.0
第5会議室	24人	699	5,504	1,822,220	70.2	84.7
附帯設備				973,230		
合計		2,879	71,884	15,932,420	57.8	78.1
労働関係利用		2,238	55,075	9,113,490		
その他利用		641	16,809	6,818,930		

<28年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
第1会議室	96人	662	31,273	5,393,340	65.6	81.5
第2会議室	42人	584	13,896	2,443,490	57.9	74.6
第3会議室	42人	472	12,631	2,653,200	46.9	70.2
第4会議室	36人	487	15,212	2,947,000	48.4	74.8
第5会議室	24人	660	4,055	1,739,840	65.5	78.6
附帯設備				857,850		
合計		2,865	77,067	16,034,720	56.9	75.9
労働関係利用		2,197	61,010	8,893,080		
その他利用		668	16,057	7,141,640		

<29年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
第1会議室	96人	664	32,194	5,169,190	65.9	82.9
第2会議室	42人	599	15,788	2,488,350	59.4	74.9
第3会議室	42人	459	9,796	2,632,510	45.7	74.4
第4会議室	36人	430	7,275	2,440,990	42.8	71.6
第5会議室	24人	666	3,606	1,797,040	66.1	79.1
附帯設備				811,090		
合計		2,818	68,659	15,339,170	56.0	76.6
労働関係利用		2,215	53,611	9,061,180		
その他利用		603	15,048	6,277,990		

<30年度>

部屋	定員	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
第1会議室	96人	676	32,684	5,424,570	67.0	84.3
第2会議室	42人	610	14,379	2,579,720	60.5	75.5
第3会議室	42人	421	9,996	2,491,610	41.9	64.8
第4会議室	36人	475	7,250	2,908,670	47.3	71.1
第5会議室	24人	609	2,844	1,604,430	60.5	72.9
附帯設備				906,660		
合計		2,791	67,153	15,915,660	55.4	73.7
労働関係利用		2,109	50,025	8,745,020		
その他利用		682	17,128	7,170,640		

○会館計

<27年度>

	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
合計	11,934	310,448	55,640,210	57.4	81.8
労働関係利用	5,732	153,822	21,786,720		
その他利用	6,202	156,626	33,853,490		

<28年度>

	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
合計	11,803	312,568	54,319,860	56.0	79.6
労働関係利用	5,912	165,197	21,474,610		
その他利用	5,891	147,371	32,845,250		

<29年度>

	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
合計	11,807	298,584	53,054,290	56.2	80.3
労働関係利用	6,054	155,207	21,777,050		
その他利用	5,753	143,377	31,277,240		

<30年度>

	件数 (件)	利用者数 (人)	利用料金収入 (円)	利用率 (%)	稼働率 (%)
合計	11,691	289,498	54,280,170	55.6	79.6
労働関係利用	5,755	146,253	21,116,820		
その他利用	5,936	143,245	33,163,350		

(注1) 件数は、午前・午後・夜間の区分別の利用数 (例: 1日通して午前・午後・夜間を利用する場合は3件)

(注2) 労働関係利用は、静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例第6条に規定される「労働関係者」の利用

(注3) 利用率は、件数 ÷ (日曜日以外の開館日数 × 3区分 + 日曜日の開館日数 × 2区分)
稼働率は、利用日数 ÷ 開館日数

<参考1-2> 積算参考資料①-2 部屋別・時間別利用状況

○沼津労政会館

<29年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
ホール	154	167	59	380		42	45	150	237		196	212	209	617	
第1会議室	108	59	61	228		100	125	52	277		208	184	113	505	
第2会議室	116	20	66	202		121	193	146	460		237	213	212	662	
第3会議室	91	28	21	140		168	199	166	533		259	227	187	673	
第4会議室	22	25	14	61		189	237	192	618		211	262	206	679	
日本間	123	140	48	311		32	40	86	158		155	180	134	469	
合計	614	439	269	1,322		652	839	792	2,283		1,266	1,278	1,061	3,605	

<30年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
ホール	158	168	65	391	93	58	56	156	270	47	216	224	221	661	140
第1会議室	113	52	78	243	31	94	114	60	268	74	207	166	138	511	105
第2会議室	157	23	87	267	8	109	205	121	435	38	266	228	208	702	46
第3会議室	61	37	50	148	11	160	198	170	528	124	221	235	220	676	135
第4会議室	33	24	24	81	14	169	227	188	584	59	202	251	212	665	73
日本間	127	130	37	294	91	50	70	102	222	32	177	200	139	516	123
合計	649	434	341	1,424	248	640	870	797	2,307	374	1,289	1,304	1,138	3,731	622

○静岡労政会館

<29年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
ホール	56	113	22	191		124	155	35	314		180	268	57	505	
第1会議室	69	73	45	187		113	205	54	372		182	278	99	559	
第2会議室	103	125	47	275		105	151	49	305		208	276	96	580	
第3会議室	113	132	38	283		62	95	34	191		175	227	72	474	
第4会議室	117	135	40	292		86	150	29	265		203	285	69	557	
第1研修室	140	151	130	421		109	134	46	289		249	285	176	710	
第2研修室	111	117	101	329		103	160	41	304		214	277	142	633	
視聴覚室	67	133	25	225		58	101	59	218		125	234	84	443	
展示室	108	128	40	276		68	103	43	214		176	231	83	490	
日本間	12	23	3	38		106	139	150	395		118	162	153	433	
合計	896	1,130	491	2,517		934	1,393	540	2,867		1,830	2,523	1,031	5,384	

<30年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
ホール	52	110	22	184	38	124	156	49	329	100	176	266	71	513	138
第1会議室	53	68	23	144	33	114	193	40	347	82	167	261	63	491	115
第2会議室	98	115	29	242	57	97	154	39	290	57	195	269	68	532	114
第3会議室	99	114	28	241	72	76	126	39	241	54	175	240	67	482	126
第4会議室	98	120	22	240	74	99	149	21	269	61	197	269	43	509	135
第1研修室	107	126	98	331	65	130	151	24	305	45	237	277	122	636	110
第2研修室	102	72	126	300	57	97	174	38	309	48	199	246	164	609	105
視聴覚室	70	149	27	246	51	65	94	66	225	45	135	243	93	471	96
展示室	100	122	34	256	72	80	122	40	242	62	180	244	74	498	134
日本間	14	21	3	38	10	110	142	138	390	20	124	163	141	428	30
合計	793	1,017	412	2,222	529	992	1,461	494	2,947	574	1,785	2,478	906	5,169	1,103

○浜松労政会館

<29年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
第1会議室	229	233	109	571		28	43	22	93		257	276	131	664	
第2会議室	205	212	98	515		27	37	20	84		232	249	118	599	
第3会議室	75	91	109	275		55	85	44	184		130	176	153	459	
第4会議室	71	92	100	263		49	93	25	167		120	185	125	430	
第5会議室	205	221	165	591		24	32	19	75		229	253	184	666	
合計	785	849	581	2,215		183	290	130	603		968	1,139	711	2,818	

<30年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
第1会議室	227	233	105	565	139	32	52	27	111	21	259	285	132	676	160
第2会議室	202	208	105	515	120	29	47	19	95	17	231	255	124	610	137
第3会議室	91	87	55	233	61	53	77	58	188	31	144	164	113	421	92
第4会議室	77	90	83	250	51	70	109	46	225	50	147	199	129	475	101
第5会議室	193	208	145	546	71	31	24	8	63	16	224	232	153	609	87
合計	790	826	493	2,109	442	215	309	158	682	135	1,005	1,135	651	2,791	577

○会館計

<29年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
合計	2,295	2,418	1,341	6,054		1,769	2,522	1,462	5,753		4,064	4,940	2,803	11,807	

<30年度>

室名	労働関係者					その他					計				
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	小計	(内、9時～17時連続)
合計	2,232	2,277	1,246	5,755	1,219	1,847	2,640	1,449	5,936	1,083	4,079	4,917	2,695	11,691	2,302

※時間別利用状況は平成29年度分より集計（ただし、平成29年度は「(内、9時～17時連続)」の欄は集計していない。）。

<参考2> 積算参考資料② 月別利用状況・共益費収入

○沼津労政会館

(税込)

月	27年度		28年度		29年度		30年度	
	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)
4月	261	608,920	244	562,250	264	607,690	254	588,680
5月	283	647,890	302	690,510	246	570,180	261	599,570
6月	344	818,880	372	879,110	309	725,120	340	810,280
7月	362	875,380	361	834,430	343	784,740	348	798,220
8月	304	735,390	281	677,310	297	688,310	305	704,520
9月	237	582,640	325	778,080	319	722,100	331	733,490
10月	285	714,700	333	830,230	350	848,520	373	873,510
11月	337	807,920	331	791,280	322	773,260	368	908,550
12月	261	641,120	262	602,350	281	614,280	290	650,820
1月	315	726,380	280	628,060	288	664,240	278	668,920
2月	357	844,240	318	771,000	319	755,510	328	789,610
3月	281	660,490	255	607,660	267	613,270	255	588,610
合計	3,627	8,663,950	3,664	8,652,270	3,605	8,367,220	3,731	8,714,780

(注) 利用料金収入は、次年度利用分を含む(静岡労政会館・浜松労政会館も同様)

○静岡労政会館

(税込)

月	27年度		28年度		29年度		30年度	
	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)
4月	407	2,385,470	349	1,991,090	366	1,879,410	396	2,306,030
5月	395	2,179,140	405	2,217,430	384	2,022,400	397	2,135,460
6月	467	2,878,140	460	2,602,190	418	2,520,450	401	2,064,960
7月	494	2,802,250	518	2,922,290	496	2,571,030	496	2,794,000
8月	445	2,575,250	423	2,607,520	426	2,260,250	445	2,647,520
9月	479	2,719,440	455	2,490,160	479	2,524,020	460	2,579,530
10月	543	2,822,720	478	2,658,300	492	2,654,780	491	2,744,890
11月	512	2,740,520	503	2,956,910	537	3,062,550	471	2,733,540
12月	375	2,089,820	371	2,072,160	408	2,108,410	316	1,908,760
1月	403	2,248,930	388	1,970,760	438	2,198,230	373	2,063,310
2月	515	3,124,030	508	2,966,800	542	3,157,730	516	3,081,210
3月	393	2,478,130	416	2,177,260	398	2,388,640	407	2,590,520
合計	5,428	31,043,840	5,274	29,632,870	5,384	29,347,900	5,169	29,649,730
共益費	光熱水費	1,696,756		1,616,481		1,697,297		1,740,602
	業務委託費	2,501,755		2,509,517		2,527,434		2,532,599
	修繕負担金	148,803		0		24,405		50,480
	庁舎消耗品	85,803		155,525		52,612		161,483
	共用会議室	71,063		70,655		70,918		72,494
	計	4,504,180		4,352,178		4,372,666		4,557,658

(注) 共益費は、静岡県勤労者総合会館の入居団体が負担する光熱水費等

○浜松劳政会館

(税込)

月	27年度		28年度		29年度		30年度	
	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)
4月	179	1,054,180	195	1,100,440	226	1,246,230	206	1,093,500
5月	218	1,070,030	253	1,170,110	209	1,002,460	233	1,170,950
6月	293	1,508,280	298	1,579,620	295	1,521,370	254	1,354,260
7月	299	1,521,180	293	1,519,520	258	1,263,100	311	1,555,510
8月	215	1,171,660	179	953,330	203	1,034,910	222	1,212,350
9月	270	1,377,930	273	1,364,470	243	1,209,630	231	1,258,670
10月	309	1,687,330	283	1,522,910	260	1,315,740	266	1,472,550
11月	281	1,562,020	282	1,593,180	254	1,369,370	250	1,427,680
12月	203	1,140,030	192	1,061,830	216	1,010,690	206	1,108,990
1月	209	1,129,300	224	1,285,320	247	1,420,280	221	1,308,260
2月	248	1,659,320	233	1,711,910	273	1,978,880	280	2,047,550
3月	155	1,051,160	160	1,172,080	134	966,510	111	905,390
合計	2,879	15,932,420	2,865	16,034,720	2,818	15,339,170	2,791	15,915,660

○会館計

(税込)

月	27年度		28年度		29年度		30年度	
	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)	件数(件)	利用料金収入(円)
4月	847	4,048,570	788	3,653,780	856	3,733,330	856	3,988,210
5月	896	3,897,060	960	4,078,050	839	3,595,040	891	3,905,980
6月	1,104	5,205,300	1,130	5,060,920	1,022	4,766,940	995	4,229,500
7月	1,155	5,198,810	1,172	5,276,240	1,097	4,618,870	1,155	5,147,730
8月	964	4,482,300	883	4,238,160	926	3,983,470	972	4,564,390
9月	986	4,680,010	1,053	4,632,710	1,041	4,455,750	1,022	4,571,690
10月	1,137	5,224,750	1,094	5,011,440	1,102	4,819,040	1,130	5,090,950
11月	1,130	5,110,460	1,116	5,341,370	1,113	5,205,180	1,089	5,069,770
12月	839	3,870,970	825	3,736,340	905	3,733,380	812	3,668,570
1月	927	4,104,610	892	3,884,140	973	4,282,750	872	4,040,490
2月	1,120	5,627,590	1,059	5,449,710	1,134	5,892,120	1,124	5,918,370
3月	829	4,189,780	831	3,957,000	799	3,968,420	773	4,084,520
合計	11,934	55,640,210	11,803	54,319,860	11,807	53,054,290	11,691	54,280,170

<参考3> 積算参考資料③ 管理運営経費の実績

○沼津労政会館

(単位：円)

科 目	27年度	28年度	29年度	30年度	備 考
人件費	9,463,090	9,491,196	9,214,881	9,424,767	
業務委託費	878,040	878,040	955,800	834,840	
修繕費	426,791	444,798	431,901	448,193	
消耗品費・備品費	587,998	208,954	207,546	185,873	
厚生費	48,708	10,367	0	0	
光熱水費	2,684,519	2,700,457	2,992,323	3,570,096	
通信運搬費	240,497	224,170	269,501	253,516	
広告宣伝費	86,130	2,900	33,195	8,352	
賃借料	106,661	94,611	96,325	85,895	
保険料	13,800	13,800	13,770	14,950	
旅費交通費	91,792	111,443	99,480	71,239	
雑費	1,928	1,915	14,786	540	
負担金	0	0	0	0	
一般管理費	1,900,000	1,870,000	1,770,000	1,820,000	
支払消費税	758,000	759,000	657,000	754,000	
経費合計	17,287,954	16,811,651	16,756,508	17,472,261	

(注) 指定管理者が実施する修繕は、1件当たり30万円未満

(注) 30年度光熱水費は漏水分を除く(参考5には実際の使用量、料金を記載している。)

○静岡労政会館

(単位：円)

科 目	27年度	28年度	29年度	30年度	備 考
人件費	13,321,254	13,835,170	13,395,902	13,614,596	
業務委託費	11,825,878	11,852,696	11,815,060	12,284,880	
修繕費	1,084,230	280,223	1,227,384	1,145,785	
消耗品費・備品費	1,293,792	1,035,513	1,172,731	916,071	
厚生費	131,670	31,104	61,900	0	
光熱水費	7,746,250	7,232,385	7,725,534	7,803,424	
通信運搬費	306,510	331,201	365,046	451,891	
広告宣伝費	101,880	2,369	48,075	5,155	
賃借料	387,298	147,552	92,430	99,230	
保険料	33,450	33,450	33,450	18,990	
旅費交通費	84,829	73,340	64,260	16,120	
雑費	6,432	11,456	27,362	17,488	
負担金	0	0	0	0	
一般管理費	4,960,000	5,010,000	4,360,000	4,360,000	
支払消費税	1,070,000	1,072,000	1,071,000	1,089,000	
経費合計	42,353,473	40,948,459	41,460,134	41,822,630	

○浜松労政会館

(単位：円)

科 目	27年度	28年度	29年度	30年度	備 考
人件費	8,382,888	8,849,289	8,860,428	9,083,373	
業務委託費	384,264	390,744	511,272	576,072	
修繕費	8,000	0	247,644	78,345	
消耗品費・備品費	479,584	400,655	191,832	184,646	
厚生費	34,484	12,723	7,900	0	
光熱水費	902,677	795,273	816,304	858,364	
通信運搬費	243,887	227,982	239,064	234,015	
広告宣伝費	101,658	14,212	44,359	28,450	
賃借料	226,043	234,131	295,487	277,989	
保険料	12,950	23,810	12,950	13,850	
旅費交通費	167,338	134,860	159,970	160,234	
雑費	53,717	103,769	130,510	57,116	
負担金	8,805,792	8,346,636	7,779,600	7,481,028	日常業務管理費、電気・ガス・水道料金等
一般管理費	2,360,000	2,370,000	2,320,000	2,300,000	
支払消費税	670,000	700,000	708,000	727,000	
経費合計	22,833,282	22,604,084	22,325,320	22,060,482	

(注) 管理負担金は、浜松商工会議所へ支払っている。

○3館合計

(単位：円)

科 目	27年度	28年度	29年度	30年度
人件費	31,167,232	32,175,655	31,471,211	32,122,736
業務委託費	13,088,182	13,121,480	13,282,132	13,695,792
修繕費	1,519,021	725,021	1,906,929	1,672,323
消耗品費・備品費	2,361,374	1,645,122	1,572,109	1,286,590
厚生費	214,862	54,194	69,800	0
光熱水費	11,333,446	10,728,115	11,534,161	12,231,884
通信運搬費	790,894	783,353	873,611	939,422
広告宣伝費	289,668	19,481	125,629	41,957
賃借料	720,002	476,294	484,242	463,114
保険料	60,200	71,060	60,170	47,790
旅費交通費	343,959	319,643	323,710	247,593
雑費	62,077	117,140	172,658	75,144
負担金	8,805,792	8,346,636	7,779,600	7,481,028
一般管理費	9,220,000	9,250,000	8,450,000	8,480,000
支払消費税	2,498,000	2,531,000	2,436,000	2,570,000
経費合計	82,474,709	80,364,194	80,541,962	81,355,373

<参考4> 積算参考資料④ 管理業務委託費用一覧

○沼津労政会館

(単位：円)

委託業務名	27年度	28年度	29年度	30年度
自家用電気工作物保安業務	618,840	618,840	683,640	575,640
防火対象物定期点検				
消防設備保守点検				
空調設備機器保守点検業務				
簡易専用水道検査				
定期清掃・受水槽清掃業務				
機械警備業務	259,200	259,200	259,200	259,200
自動ドア保守点検	0	0	12,960	0
計	878,040	878,040	955,800	834,840

(注) 一括契約のため内訳は不明 (静岡労政会館も同様)

○静岡労政会館

(単位：円)

委託業務名	27年度	28年度	29年度	30年度
施設設備保守・清掃業務・簡易専用水道検査他	11,577,636	11,604,464	11,557,820	12,036,636
機械警備業務	248,242	248,232	248,244	248,244
臨時清掃業務	0	0	8,996	0
計	11,825,878	11,852,696	11,815,060	12,284,880

(注) 4階に入居している団体から業務委託費負担金 (共益費) を徴収<参考2>

○浜松労政会館

(単位：円)

委託業務名	27年度	28年度	29年度	30年度
清掃業務	384,264	390,744	358,344	423,144
ネットワーク保守管理				
防火対象物定期点検				
システム保守管理	0	0	152,928	152,928
計	384,264	390,744	511,272	576,072

(注) 上記以外の施設管理業務は負担金 (共益費) として、浜松商工会議所へ支払い<参考3>

(単位：円)

○3館計

27年度	28年度	29年度	30年度
13,088,182	13,121,480	13,282,132	13,695,792

<参考5> 積算参考資料⑤ 光熱水費実績一覧

○沼津労政会館

区分	27年度		28年度		29年度		30年度		
	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	
電	4月	3,307kw	179,367	2,777kw	120,613	2,887kw	119,360	2,849kw	131,729
	5月	3,565kw	144,466	3,667kw	132,177	3,197kw	124,820	5,283kw	173,315
	6月	5,015kw	168,385	7,765kw	194,954	8,277kw	208,073	12,068kw	298,541
	7月	13,431kw	324,993	13,592kw	284,105	13,515kw	314,769	19,579kw	465,861
	8月	13,043kw	309,864	12,827kw	270,289	12,400kw	299,614	17,105kw	424,865
	9月	4,586kw	159,395	9,706kw	219,820	8,561kw	230,537	9,196kw	277,910
	10月	3,624kw	136,856	4,440kw	135,029	4,605kw	156,693	4,842kw	192,949
	11月	3,772kw	139,228	4,297kw	133,680	4,281kw	151,320	3,699kw	173,179
	12月	4,344kw	147,833	4,102kw	131,444	4,370kw	152,720	4,236kw	184,063
	1月	6,282kw	177,265	5,732kw	155,461	6,470kw	186,141	5,874kw	215,807
	2月	5,288kw	159,935	4,778kw	143,461	4,902kw	162,363	4,885kw	197,822
	3月	4,273kw	139,238	3,963kw	133,238	3,484kw	140,629	3,341kw	168,250
計	70,530kw	2,186,825	77,646kw	2,054,271	76,949kw	2,247,039	92,957kw	2,904,291	
実費徴収分									
差引支出		2,186,825		2,054,271		2,247,039		2,904,291	
ガ	4月	5m ³	2,033	4m ³	1,649	4m ³	1,614	4m ³	1,637
	5月	5m ³	2,015	4m ³	1,645	4m ³	1,621	4m ³	1,642
	6月	5m ³	1,985	3m ³	1,429	4m ³	1,625	4m ³	1,646
	7月	4m ³	1,722	4m ³	1,612	4m ³	1,627	4m ³	1,648
	8月	4m ³	1,695	4m ³	1,596	4m ³	1,630	4m ³	1,651
	9月	3m ³	1,461	4m ³	1,584	3m ³	1,435	4m ³	1,655
	10月	2m ³	1,251	3m ³	1,396	4m ³	1,634	4m ³	1,660
	11月	4m ³	1,633	5m ³	1,768	4m ³	1,631	4m ³	1,666
	12月	4m ³	1,668	4m ³	1,587	5m ³	1,827	5m ³	1,880
	1月	3m ³	1,463	3m ³	1,404	3m ³	1,432	4m ³	1,681
	2月	5m ³	1,873	5m ³	1,788	5m ³	1,825	4m ³	1,688
	3月	5m ³	1,864	4m ³	1,605	4m ³	1,631	5m ³	1,904
	計	49m ³	20,663	47m ³	19,063	48m ³	19,532	50m ³	20,358
	水	4月	96m ³	0	79m ³	20,415	76m ³	19,740	63m ³
6月		81m ³	20,865	73m ³	19,065	68m ³	17,940	83m ³	21,315
8月		159m ³	38,651	163m ³	39,567	162m ³	39,338	1,453m ³	342,254
10月		196m ³	47,124	202m ³	48,506	205m ³	49,205	4,081m ³	967,718
12月		102m ³	25,598	107m ³	26,743	106m ³	26,514	2,352m ³	556,216
2月		85m ³	21,765	91m ³	23,115	87m ³	22,215	970m ³	227,450
計		719m ³	154,003	715m ³	177,411	704m ³	174,952	9,002m ³	2,131,768
重油	12月	5,700ℓ	323,028	6,900ℓ	449,712	6,800ℓ	550,800	5,900ℓ	471,204
	1月								
	2月								
	3月								
	計	5,700ℓ	323,028	6,900ℓ	449,712	6,800ℓ	550,800	5,900ℓ	471,204
合計		2,684,519		2,700,457		2,992,323		5,527,621	

H30に漏水発生のため、水道の使用量、料金が過大となっている。

○静岡労政会館

区 分	27年度		28年度		29年度		30年度		
	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	
電	4月	2,810kw	62,180	17,922kw	354,771	16,152kw	322,200	16,631kw	353,433
	5月	18,705kw	424,389	14,803kw	319,449	13,649kw	296,585	15,414kw	336,350
	6月	2,143kw	455,479	22,599kw	411,974	23,771kw	434,504	21,838kw	432,007
	7月	24,204kw	489,550	26,498kw	455,556	24,251kw	446,234	24,207kw	471,690
	8月	28,003kw	554,116	28,743kw	492,872	27,423kw	517,206	27,663kw	545,772
	9月	28,536kw	542,588	26,323kw	446,833	25,353kw	489,818	26,069kw	528,553
	10月	26,501kw	502,071	25,417kw	429,096	20,620kw	417,826	メーター故障	431,287
	11月	23,519kw	437,027	23,047kw	382,602	23,524kw	438,482	24,923kw	495,510
	12月	17,947kw	370,131	17,491kw	321,099	18,776kw	372,510	18,085kw	395,154
	1月	14,149kw	324,920	15,470kw	300,155	15,731kw	330,328	13,024kw	321,142
	2月	20,013kw	396,230	19,893kw	357,385	20,118kw	389,862	18,245kw	407,642
	3月	18,984kw	377,309	19,176kw	369,561	17,975kw	362,385	16,474kw	381,567
計	225,514kw	4,935,990	257,382kw	4,641,353	247,343kw	4,817,940	222,573kw	5,100,107	
実費徴収分									
差引支出		4,935,990		4,641,353		4,817,940		5,100,107	
ガ	4月	673m ³	51,942	473m ³	60,583	563m ³	61,328	171m ³	46,034
	5月	636m ³	116,098	505m ³	61,852	437m ³	54,845	777m ³	78,940
	6月	1,835m ³	250,758	1,668m ³	128,283	1,621m ³	125,507	1,631m ³	134,930
	7月	2,482m ³	252,142	3,045m ³	199,661	2,977m ³	206,873	3,410m ³	250,479
	8月	4,142m ³	361,226	3,534m ³	213,297	4,079m ³	275,674	4,722m ³	338,978
	9月	2,533m ³	221,432	3,563m ³	203,546	メーター故障	220,745	3,658m ³	273,497
	10月	1,652m ³	112,972	1,878m ³	120,257	メーター故障	134,000	メーター故障	67,138
	11月	996m ³	100,217	743m ³	66,435	763m ³	75,791	1,036m ³	101,515
	12月	617m ³	113,111	558m ³	91,145	911m ³	156,022	589m ³	107,395
	1月	975m ³	177,132	1,323m ³	212,752	1,403m ³	238,119	877m ³	162,142
	2月	1,297m ³	233,882	1,390m ³	225,639	1,848m ³	313,302	1,293m ³	240,056
	3月	700m ³	126,159	933m ³	153,861	811m ³	139,257	810m ³	152,373
	計	18,538m ³	2,117,071	19,613m ³	1,737,311	15,413m ³	2,001,463	18,974m ³	1,953,477
調整還付分									
合計支出		2,117,071		1,737,311		2,001,463		1,953,477	
水	4月		0	285m ³	108,449	289m ³	111,083	243m ³	91,322
	6月	285m ³	108,565	287m ³	110,547	375m ³	146,445	256m ³	97,068
	8月	443m ³	175,139	480m ³	190,222	500m ³	199,144	420m ³	165,362
	10月	510m ³	175,139	506m ³	201,073	539m ³	213,803	494m ³	195,875
	12月	285m ³	134,201	355m ³	138,341	343m ³	132,175	329m ³	125,922
	2月	264m ³	100,145	277m ³	105,089	274m ³	103,481	202m ³	74,291
	計	1,787m ³	693,189	2,190m ³	853,721	2,320m ³	906,131	1,944m ³	749,840
重油	1月								
合計		7,746,250		7,232,385		7,725,534		7,803,424	

- ① 初年度のため、H27.4は前指定管理者と負担額を調整。
 ② メーター故障月は、前年度実績のパーセンテージで按分して算出。

○浜松労政会館

区 分	27年度		28年度		29年度		30年度		
	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	使用量	支払額(円)	
電 気 (専 有 部 分)	4月	2,241kw	75,630	1,981kw	63,301	2,209kw	68,324	2,056kw	62,580
	5月	2,376kw	77,741	2,248kw	65,659	2,219kw	68,660	2,290kw	67,950
	6月	2,668kw	79,888	2,544kw	70,334	2,515kw	72,816	2,495kw	69,755
	7月	2,823kw	82,507	2,483kw	68,825	2,400kw	73,769	2,598kw	72,845
	8月	2,437kw	74,379	1,985kw	61,717	2,128kw	70,081	2,192kw	66,574
	9月	2,630kw	76,624	2,465kw	67,462	2,288kw	70,665	2,368kw	72,869
	10月	2,904kw	78,182	2,642kw	69,131	2,545kw	71,877	2,689kw	76,153
	11月	2,806kw	77,196	2,627kw	69,321	2,537kw	69,558	2,559kw	73,059
	12月	2,378kw	71,448	2,199kw	62,907	2,242kw	63,784	2,278kw	76,557
	1月	2,348kw	70,623	2,322kw	66,704	2,486kw	67,263	2,376kw	76,783
	2月	2,499kw	72,053	2,251kw	66,510	2,325kw	65,117	2,426kw	77,904
	3月	2,139kw	66,406	2,080kw	63,402	1,761kw	54,390	1,768kw	65,335
	計	30,249kw	902,677	27,827kw	795,273	27,655kw	816,304	28,095kw	858,364
調整還付分									
差引支出		902,677		795,273		816,304		858,364	

共用部分電気料、ガス料及び水道料は、負担金として浜松商工会議所に支払い

〈参考6〉 積算参考資料⑥ 修繕実績一覧

○主な修繕

年度	会館	内 容	金額(円)	
27	沼津	チラーユニット凝縮器薬品洗浄	60,480	
		電源ケーブル地絡事故による仮設ケーブル敷設工事	139,998	
		2階男子トイレ小便器水漏れ	22,226	
		3階非常口ラッチ交換工事	88,560	
		誘導灯・非常照明交換	111,207	
		ホールドアシリンダー交換	4,320	
		合 計	426,791	
	静岡	空調集塵機メンテナンス	11,880	
		冷温水発生機薬注ポンプ（3台）交換	190,210	
		冷温水発生機緊急メンテナンス	51,408	
		1階玄関雨水パイプ洗浄	17,993	
		6階ホール高所蛍光灯全交換	237,600	
		5階非常口ドアクローザー交換	41,040	
		4階事務所蛍光灯安定器交換	24,840	
		4階トイレ洗面所トラップ交換	59,400	
		6階機械室薬液注入ポンプ吐出管修繕	19,535	
		6階冷温水ドレン管洗浄	140,400	
		6階トイレ配管水漏れ修繕	16,200	
		屋内消火栓ホース新規交換	144,698	
		4階事務所蛍光灯安定器交換	24,840	
		4階女子トイレ洗面台修繕	30,240	
		4階男子トイレフラッシュバルブ交換	30,240	
		4階空調制御ファンコイルモーター交換	43,706	
	合 計	1,084,230		
	浜松	第一会議室音響設備修繕	8,000	
		合 計	8,000	
	28	沼津	電話主装置破損のため交換	92,556
			黒板スチール張替え（第4会議室）	32,400
			第4会議室鍵破損による扉開錠費	4,320
			3F男子トイレ小便器修理	5,076
トイレ小便器部品交換			5,238	
消火器薬剤詰替え（2本）			6,480	
温度調節器取替修理			76,248	
三方弁モジュトロールモーター取替			113,400	
ボイラー修繕			69,120	
テレビアンテナ交換、移設工事			39,960	
合 計			444,798	
静岡		第2会議室蛍光灯安定器交換	24,840	
		地階配水管漏水修繕工事	48,838	
		研修室ドアノブ修理	6,480	
		7階電気室雨漏り修繕工事	42,155	
		6階ホール天井板張替	115,560	
		労政会館漏電警報器交換	42,360	
合 計	280,233			

年度	会館	内 容	金額(円)
29	沼津	トイレ洗面台清掃	9,612
		非常放送用予備電池交換	41,040
		非常放送予備電池	86,400
		暖房用ボイラーギアポンプ取替え	115,560
		プロジェクター配線更新	18,585
		パソコン修理費	37,584
		第1会議室電話更新	11,880
		パソコン修理費	58,320
		第2会議室ドアクローザー	52,920
		合 計	431,901
	静岡	4階流し台修理	2,595
		グランドパッキン取替え工事	116,645
		5階女子トイレ流し及び配水管詰まり修繕	70,200
		消防設備連結送水管耐圧試験	60,224
		5階展示室安定器交換	21,600
		冷却塔No.2ブロー装置電極交換	29,817
		6階多目的トイレ手洗い水洗修繕	32,400
		6階ホールブラインド交換	43,740
		6階ホール電球交換 足場作業費	49,680
		5階視聴覚室安定器交換①	24,840
		5階視聴覚室安定器交換②	24,840
		5階汚水管修繕調査	20,563
		北西階段室屋根漏水修繕	16,965
		6階引寄ハンドル錠取替工事	64,800
		駐車場水銀灯ランプ取替	20,563
		5階展示室スクリーン可動修繕	32,400
		全館汚水管修繕調査	216,000
		5階展示室ブラインド交換	37,152
		1階、4階流し詰まり工事	49,680
		5階展示室安定器交換	24,840
	1階～6階汚水管修繕・保温工事	267,840	
	合 計	1,227,384	
	浜松	第1会議室照明スイッチ	10,800
耐火金庫 錠前交換		112,320	
ブラインド(第5会議室用)		12,096	
砕石 2トン(駐車場路盤改良)		18,360	
駐車場案内板		16,200	
ハンドマイクヘッドカバー交換×2		15,984	
プロジェクター修理点検		5,400	
プロジェクター点検及びランプ点検		56,484	
合 計		247,644	

年度	会館	内 容	金額(円)
30	沼津	男子トイレ小便器パッキン交換	5,508
		金庫開閉不能対応	5,400
		トイレルーバー窓ガラス破損交換	16,200
		屋上冷却塔ルーバー破損交換	108,000
		ドアクローザー交換(1F事務所)	14,040
		金庫	15,228
		いす溶接修理(試験1脚)	1,000
		消火器交換	3,480
		ブラインド紐交換	9,720
		駐車場陥没箇所アスファルト修繕	10,800
		3階男子トイレ 洗浄管・パッキン交換	8,337
		2階機械室 エアハンドリングユニットエリミネータ取替	42,120
		2階女子トイレコンセント工事	64,800
		2階女子トイレ暖房便座交換	13,960
		ホール床剥離工事	129,600
		合 計	448,193
	静岡	6階多目的トイレ水漏れ修理	21,168
		インフラネットワーク修繕費	25,650
		5階・6階污水管修理工事	160,920
		7階ドアクローザー取替工事	49,680
		5階給湯機 清掃修理	2,000
		6階ホール電灯交換	254,675
		ガス検知器取替	64,640
		5階第1、第3会議室・倉庫各扉調整修理	15,120
		6階空調室配管工事	20,520
		4階事務所パソコン修理	29,160
		1階玄関ホール誘導灯取替工事	48,600
		5階第1研修室 照明安定器交換工事	24,840
		5階第2研修室 照明安定器交換工事	24,840
		2階・3階防火戸調整工事	111,240
		4階サッシ調整修理	9,720
		5階展示室窓枠修理	14,040
		5階視聴覚室照明安定器交換工事	24,840
		地階中央監視室 照明安定器交換工事	11,824
		5階照明安定器交換工事(2箇所)	46,440
		5階照明安定器交換工事(3箇所)	49,896
6階西側トイレ便座交換工事		21,060	
5階西ガラス修繕		28,080	
5階第1会議室ブラインド交換		37,152	
5階エレベーターホール誘導灯交換工事		49,680	
	合 計	1,145,785	
浜松	事務室電話機故障のため更新3台	24,000	
	ピンマイク故障のため更新1台	26,265	
	事務所パソコン修繕	28,080	
		合 計	78,345

(注) 指定管理者が実施する修繕は、1件当たり30万円未満